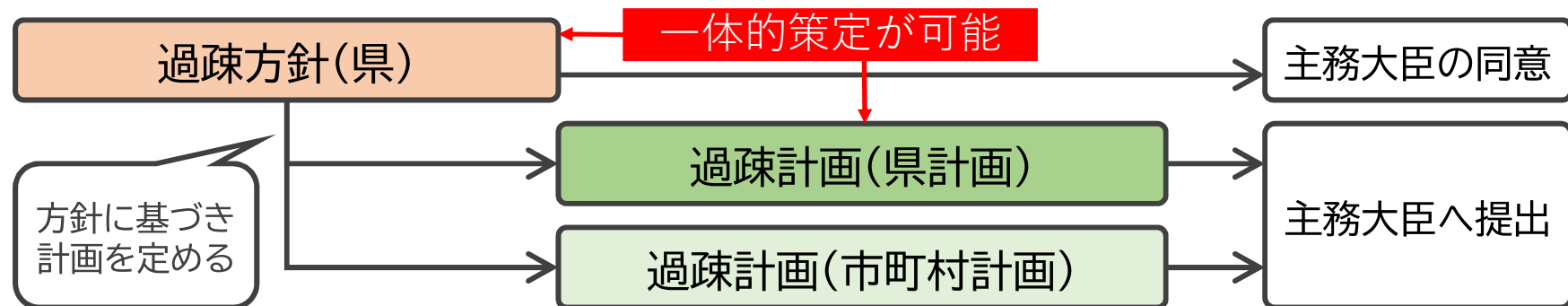


事例② 過疎方針・過疎計画策定の一本化

- 過疎法上の「過疎地域持続的発展方針」(過疎方針)と「過疎地域持続的発展都道府県計画」(過疎計画)は別個の計画として規定されているものの、記載すべき内容が一部重複。
- そのため、策定及び改定時の業務負担が過重となっており、住民にとっても、類似、関連する内容をそれぞれ別に閲覧し理解する必要。



令和4年の提案の結果、令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画の策定を一体のものとして策定する場合の留意事項について、令和7年度を目途に通知されることとなった。



見直しにより見込まれる効果及び更なる検討課題

過疎方針と過疎計画(県計画)の一体化により見込まれる効果

- 過疎方針及び過疎計画(県計画)の策定及び改定に要する事務負担の軽減
 - 関連部局等への照会回数の削減(半減見込み: 6回程度→3回程度)
 - 取りまとめに要する期間の短縮(半減見込み: トータルで6カ月程度→3カ月程度に短縮)
- 一本化に伴う視認性向上による、過疎対策に向けた県の取組に対する住民理解の促進

今後の更なる検討課題

一本化のメリットを十分に享受できる運用の確立

- 過疎方針と都道府県計画を一本化して策定する場合の留意事項については、**事務軽減等のメリットを策定自治体が十分に享受できる取扱いとなるよう配慮すること。**

※一本化したとしても、国への事前協議や主務大臣の同意を得る工程、主務大臣への提出等がかえって煩雑にならないよう、国(や主務大臣)に対するアクションも半減を目指していただきたい。

自治体の作業期間の確保

- 令和3年の新法施行の際、法の施行から過疎対策事業債の協議等までの約半年間に県の過疎方針策定→市町村計画策定の作業を進める必要があり、結果として**市町村の計画策定作業が短期間に集中。**

こうした実情を踏まえ、今後の法改正等の際には、自治体が十分な作業期間を確保できるような配慮を行う必要。

● 過疎方針、都道府県過疎計画に関する内容(第7条～第9条)

(過疎地域持続的発展方針)

第七条 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展方針(以下この章において単に「持続的発展方針」という。)を定めることができる。

2 持続的発展方針は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項 ←

二 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの ←

イ 過疎地域における移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項

ロ 過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

ハ 過疎地域における情報化に関する事項

ニ 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

ホ 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

ヘ 過疎地域における子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項

ト 過疎地域における医療の確保に関する事項

チ 過疎地域における教育の振興に関する事項

リ 過疎地域における集落の整備に関する事項

ヌ 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項

ル 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

3～7(略)

(過疎地域持続的発展市町村計画)

第八条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の持続的発展の基本的方針に関する事項
- 二 地域の持続的発展に関する目標
- 三 計画期間

四 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの

- イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項
 - ロ 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
 - ハ 地域における情報化に関する事項
 - ニ 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項
 - ホ 生活環境の整備に関する事項
 - ヘ 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
 - ト 医療の確保に関する事項
 - チ 教育の振興に関する事項
 - リ 集落の整備に関する事項
 - ヌ 地域文化の振興等に関する事項
 - ル 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項
- 五 市町村計画の達成状況の評価に関する事項
六 前各号に掲げるもののほか、地域の持続的発展に関し市町村が必要と認める事項

3～10(略)

(過疎地域持続的発展都道府県計画)

第九条 都道府県は、持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）を定めることができる。

2 都道府県計画は、都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とし、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項
- 二 過疎地域の持続的発展に関する目標
- 三 計画期間

四 前条第二項第四号に掲げる事項に関する事項

五 都道府県計画の達成状況の評価に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、過疎地域の持続的発展に関し都道府県が必要と認める事項

3～5(略)

過疎方針で示す内容を過疎計画にもあらためて記載が必要。
(多くの記載内容が重複)

過疎方針と具体的施策を別々に記載するため、視認性が悪く
内容が理解しづらい。